

「かわまちづくり」支援制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備・利用に係る取組みを定める「かわまちづくり計画」の作成及び「かわまちづくり」支援制度（以下「支援制度」という。）への登録等に係る事項を規定し、河川管理者が「かわまちづくり」の取組みを支援し、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指すことを目的とする。

第2 定義

1. この要綱において「かわまちづくり」とは、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組みをいう。
2. この要綱において「かわまちづくり計画」とは、支援制度に登録するため、「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体が作成する計画をいう。
3. この要綱において「ソフト施策」とは、「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体と連携して検討を実施することや、河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日建設省河政発第67号）（以下「準則」という。）第22による都市・地域再生等利用区域の指定をすることなど、柔軟な提案・発想を活かして、河川管理者が支援する施策をいう。
4. この要綱において「ハード施策」とは、「かわまちづくり」において河川管理者が推進主体と連携して、まち空間と融合する河川空間を創出するために、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設を整備する施策をいう。
5. この要綱において「民間事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 準則第22の規定に基づき、都市・地域再生等利用区域の占用主体として指定を受けている者
 - 二 河川法第20条の規定に基づき、河川管理者の承認を受けて、河川区域内において良好な河川空間の形成に資する施設を整備しようとする者で、当該施設の整備・利用について市町村長の同意を得ている者
 - 三 河川区域に隣接する土地において、良好な河川空間を形成するための施設の整備・利用等を実施しようとする者で、当該施設の整備・利用等について市町村長の同意を得ている者

第3 対象河川

支援制度の対象となる河川は、一級河川、二級河川及び準用河川とする。

第4 推進主体

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体は、次の各号のいずれかに該

当するものとする。

1. 市町村
2. 市町村及び民間事業者
3. 市町村を構成員に含む法人格のない協議会

第5 登録要件

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備を計画し、良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川

第6 かわまちづくり計画の作成等

1. 支援制度の登録を受けようとする推進主体は、河川管理者と共同で、別途定める様式により「かわまちづくり計画」を作成するものとする。
2. 「かわまちづくり計画」に定める内容は次のとおりとする。
 - (1) 水辺とまちづくりに関する基本方針
 - (2) 支援事業の内容（ソフト施策、ハード施策）
 - (3) その他特筆すべき事項
3. 推進主体が「かわまちづくり計画」の作成や「かわまちづくり」の推進にあたって生じた課題を相談できるように、国土交通省に窓口を設ける。

第7 「かわまちづくり計画」の登録

1. 推進主体は、河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成し、対象河川を管轄する各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長を経由して、水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請すること。
2. 水管理・国土保全局長は、「かわまちづくり計画」の内容について、実施の効果、市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた熱意の高さ、関係者の役割分担と実施体制の確保等の実現可能性を勘案した上で、実現可能性が高いと判断した「かわまちづくり計画」について支援制度に登録する。
3. 水管理・国土保全局長は、支援制度に登録した場合は、申請した推進主体に対して

登録証を交付する。

第8 「かわまちづくり計画」の変更

1. 推進主体は、支援制度への登録を受けた後に、「かわまちづくり計画」の内容について重要な変更の必要が生じた場合は、「かわまちづくり計画」の変更を行う。
2. 「かわまちづくり計画」については、地域の状況を踏まえ、計画登録後または変更登録後、少なくとも5年以内に登録内容及び取組み状況を、推進主体と河川管理者と共同で検証し、必要に応じ計画の変更を行う。
3. 変更の手続きについては、第7の規定を準用する。

第9 「かわまちづくり計画」の登録の取り消し

水管理・国土保全局長は、推進主体及び「かわまちづくり計画」の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を取り消す。

1. 推進主体に民間事業者が含まれる場合、その民間事業者が第2 5. の要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
2. 「かわまちづくり計画」の対象となる河川が、第5 登録要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
3. 第7 2. で勘案した事項の状況に変化が生じ、「かわまちづくり計画」の実現可能性が低いと水管理・国土保全局長が認める場合

第10 河川管理者が行う支援

河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、次に掲げる「ソフト施策」、「ハード施策」を行う。

1. ソフト施策

河川管理者は、推進主体の柔軟な提案・発想を尊重し、次の項目に積極的に取り組む。

- 一 推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施
- 二 全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供
- 三 地域活性化の観点から地域が主体となって実施するイベント施設やオープンカフェの設置等、河川空間を活かした賑わい創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、準則22による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援

2. ハード施策

河川管理者は、まちづくりと一体となった治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を、事業着手後、概ね5力年で積極的に推進する。

第11 河川整備計画等との整合

河川管理者は、「かわまちづくり計画」に基づき整備する河川管理施設については、河川整備計画（未策定河川については、工事实施基本計画又は河川改良工事全体計画、準用河川においては準用河川改修計画等）との整合を図るものとする。

第 1 2 良好な空間の保全

推進主体及び河川管理者は、「かわまちづくり計画」により整備された良好な空間の保全のために、関係施設の適正な維持管理を行わなければならない。

洪水による災害を防除するために設置された施設以外の維持管理については、推進主体と河川管理者等が協議し、予め適正な管理の方法を定めるものとする。

第 1 3 その他

1. 「かわまちづくり計画」の作成及び事業の実施にあたっては、関連するまちづくりの計画等との調和に配慮するとともに、相互に円滑な推進が図られるように十分に調整を行うものとする。
2. その他この要綱の実施に必要な事項については、別途定める。

附則

1. この要綱は、平成 2 8 年 2 月 1 0 日から施行する。
2. 平成 2 2 年 4 月 1 日付国河環第 1 2 6 号で通知した「かわまちづくり」支援制度実施要綱は廃止する。なお、廃止前の要綱に基づき行われている事業（附則 2 に基づき、平成 2 1 年 4 月 1 日付国河環第 1 1 7 号で通知した「かわまちづくり」支援制度実施要綱を適用している事業を含む。）については事業完了まで、廃止前の要綱を、効力を有するものと見なして適用することができるものとする。

<様式規定>

様式 1	申請書
様式 2	市町村及び河川の概要（必要に応じて民間事業者の概要も記載）
様式 3	水辺とまちづくりに関する基本方針
様式 4	ソフト施策の個別施策計画書
様式 5 - 1	支援整備内容の概要（ハード施策）
様式 5 - 2	ハード施策の個別整備計画書
様式 6	その他特筆すべき事項
様式 7	上申書（地方整備局長等）
参考 1	位置図、写真等
参考 2	市町村内で既に実施されている河川に関する同種の事業
参考 3	関連する市町村の計画の概要

<様式 1 >

（番号）

平成〇年〇月〇日

（地方整備局長経由）

国土交通省 水管理・国土保全局長 殿

市町村長等（若しくは）
〇〇地区かわまちづくり協議会 等

「かわまちづくり」計画の登録について（申請）

「かわまちづくり」支援制度実施要綱第 7 の規定に基づき、申請いたします。

<様式 2 >

市町村及び河川の概要

1. 市町村の概要
 - ・ 都道府県名
 - ・ 市町村名
 - ・ 人口
 - ・ 面積
 - ・ 市町村の特色 等
2. 市町村内の河川の概要
 - ・ 主な河川（水系名、級、河川名、流域面積（全体、市町村内）、特色）
 - ・ 河川と市町村や民間事業者との関わり
 - ・ これまで実施済みの関連施策（河川名、箇所、実施年度、特色）
 - ・ 市民や民間事業者の河川利活用状況

<様式 3 >

水辺とまちづくりに関する基本方針

- ・ 都市計画や公園計画など市町村の地域計画の中での河川の位置づけ
- ・ 沿川地域のまちづくりの中での河川の位置づけ
- ・ 水辺の利活用に対する市町村や民間事業者としての考え方 等

<様式4>

ソフト施策の個別施策計画書

1. 河川名
2. 施策の実施範囲
3. 施策概要

* 本計画における特例適用等のメニューを網羅的に記載

<様式5-1>

支援整備内容の概要（ハード施策）

1. 河川名
2. 整備範囲
3. 整備内容
 - ・ 治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備
 - ・ 観光拠点と河川を結ぶ地域連携機能を持つための施設整備
 - ・ 観光や歴史的背景を活かした舟運のための整備
 - ・ 河川や観光拠点として活かすための案内機能・休憩施設の整備
 - ・ 観光拠点となる河川の浄化対策の整備 等

* 本計画における河川整備の主要メニューを総括的に記載
(それぞれの個別は様式5-2に記載)

<様式5-2>

ハード施策の個別整備計画書

1. 整備内容名（様式5-1の3.に対応）
2. 整備概要
 - ・ 整備箇所（位置図：1/25,000）
 - ・ 整備の概要（整備する施設、必要に応じて平面図1/2,000程度、標準横断図など）
 - ・ 整備イメージ（パース絵等）
3. 整備の必要性、有効性
4. 整備の実現方策
 - ・ 関連事業の整備計画（対象河川沿川地域のまちづくりの中での位置づけ）
 - ・ 整備工程（工程計画：河川事業、関連事業等）（年度、事業費）
 - * 整備する事業者が分かるように記載
5. 推進体制
 - ・ 関係者の役割分担と実施体制
6. 施設利用および維持・管理体制
 - ・ 施設の利用に関する計画
 - ・ 維持管理計画（基本方針、地域の関係者と河川管理者との役割分担）
7. その他
 - ・ 地域、河川の特性に応じて必要な事項
 - ・ 状況写真

* 整備箇所ごとに作成

<様式6>

その他特筆すべき事項

1. その他特筆すべき事項

<様式7>

(番号)

平成〇年〇月〇日

国土交通省 水管理・国土保全局長 殿

地方整備局長

「かわまちづくり」計画の登録について（上申）

かわまちづくり支援制度実施要綱第7の規定に基づき、〇〇市（区町村）から申請のあったかわまちづくり計画を登録されたく上申します。

<参考1>

位置図、写真等

<参考2>

市町村内で実施された同種の河川整備事業

1. 河川名
2. 整備範囲
3. 整備概要
 - ・事業名
 - ・整備年度
 - ・整備事業費
 - ・まちや地域の関係者との関わり
4. 利活用及び維持管理
 - ・利活用状況（地域の関係者との役割分担を含む）
 - ・維持管理状況（地域の関係者との役割分担を含む）
5. 特徴
 - ・市町村や地域における当該事業に関して行った工夫
6. その他
 - ・現況写真
 - ・関連事業の整備状況（対象河川沿線地域のまちづくり）

* 市町村内でこれまで実施済みの河川整備モデル事業があれば記載

* 子どもの水辺、水辺の楽校プロジェクトがあれば記載

<参考3>

関連するまちづくりに関する計画の概要

計画名
計画区域
計画概要
河川に関連する内容
進捗状況
その他

- ・ 位置図、写真

計画内容ごとに1枚ずつ作成

<記載例>

<様式 2 >

市町村及び河川の概要

1. 市町村等の概要	
①都道府県名	〇〇県
②市町村名	〇〇市
③人口	78,035人（平成28年1月18日現在）
④面積	279.5km ²
⑤市の特色	当市は、〇〇県の東北端に位置しており、〇〇と〇〇を結ぶ〇〇街道の中間点に位置し、〇〇の東玄関をなしている。特に当市の北部は〇〇国立公園に指定され、北に〇〇岳、東に〇〇連峰をのぞみ、〇〇山からは〇〇市の扇状地地形と〇〇連峰から遠く〇〇山を望むことができる景勝地があります。平成10年に〇〇自動車道が全線開通したことから、〇〇街道の交流拠点都市として、恵まれた自然や歴史、文化などの観光資源を有機的に結んだ広域観光誘致事業を展開しています。さらに、全国的にも高い評価を受ける「アユ」「たこのこ」や「長芋」を用いた「焼酎」など数多い地域特産物の供給基地としての体制づくりを進めています。
⑥民間事業者の概要（「かわまちづくり計画」に民間事業者が参画している場合に記載）	※社名、所在地、会社の特色、水辺の利活用に関する最近の取組等
2. 市内の河川の概要	
①主な河川	<ul style="list-style-type: none">・〇〇川（一級河川〇〇川水系、流域面積（水系全体 3500km²、市内 153km²） 〇〇川は、〇〇県南部の〇〇岳（標高 565.8m）を源流に、〇〇市中央部を東に流れ、〇〇市で太平洋に注ぐ、幹線流路延長 183km、流域面積 168.6km²の一級河川である。 〇〇川流域の大半は、スギ、ヒノキの植林及び竹林である。上流域には、〇〇県の天然記念物である〇〇が生息する。 流域は、上中流域は田園地帯を流れ、下流域は〇〇市街地を流れていることから、都市河川的な景観を有している。また中下流域には、取水のための堰が多く設置され、湛水域が多く存在する。 春から夏にかけてアユを対象とした釣り人が多く、遠く京阪神地方からの訪問客もあるなど、地域の川として親しまれているのみならず、観光資源にもなっている。
②河川と市町村や民間事業者との関わり	<ul style="list-style-type: none">・〇〇川は、〇〇市の中心を流れる河川として、小学校の校歌にも名称が出てくるなど、沿川地域から親しまれており、地域住民の憩いの場となっている。現在でも、各地先においてボランティアによる清掃活動、イベント、祭り、つりなどに活用されている。・〇〇川沿いにある民間事業者が連携して、観光客ためのガイドマップを作成している。
③これまで実施済みの関連施策	<ul style="list-style-type: none">・〇〇水辺プラザ（一級河川〇〇川水系〇〇川、〇〇地区、H15～18） 〇〇川にて地域活動や環境学習の拠点となる〇〇水辺プラザを整備。具体には、河川管理者が河川内において、〇〇市と連携してまちの空間と融合する河川空間を創出するために治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行うとともに、〇〇市において、河川に隣接して、地域活動の拠点や観光情報の発信拠点となる〇〇道の駅、また地域住民の憩いの場となる〇〇児童公園を整備。

④市民や民間事業者による河川利活用状況

- ・ ○○川を中心に、日頃より散策等で利用されているほか、○○市の夏の一大イベントである○○夏祭りのメイン会場として、花火等で利用され、毎年○○万人以上もの多くの観光客にも利用されている。
- ・ 上記○○水辺プラザにおいては、近接する○○小学校の環境学習に関する授業において、現地活動拠点として利用されているほか、課外活動において、クラブ活動や児童館の活動等で年間を通じて利用されている。
- ・ また、○○水辺プラザ整備を実施するにあたり、関係する行政、地元の団体、住民等で意見交換を行う部会を作り、地域の意向を計画に反映するとともに、通常の管理について、地元住民が率先して実施するなど、地元が主導となった取り組みが行われている。
- ・ ○○（民間事業者）主催のマルシェ等の多様なイベントを開催し、多くの人に利用されている。

〇〇市における地域整備構想として、基本方針となる「〇〇市地域総合計画基本構想」を基に「〇〇市都市計画マスタープラン」がある。

平成〇〇年に作成の〇〇市地域総合計画基本構想においては、基本理念の中の「生活文化都市」のもとに、「住みよい生活都市」の都市像を目指すこととし、基本計画では、生活基盤・環境として「水と緑を感じることができる市街地の整備」などが位置づけられている。

平成〇〇年に作成の〇〇市都市計画マスタープランにおいては、〇〇地区周辺を含む〇〇川の整備方針として「河川の治水整備や浄化と併せて、親水性のある河川としての整備を図り、地域のシンボルとなる水辺空間を創出する」とされている。さらに、都市計画マスタープランのなかの緑の水に関する計画として「〇〇市水と緑の基本計画」があり、「地域の自然とふれあえる場の整備充実」「河川軸景観の形成」等が示されている。

水辺の利活用に関しては、特に〇〇川においては、市街地における貴重なオープンスペースであることから、人々の安らぎの場として機能するよう、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川施設の整備に努める。

〇〇（民間事業者）は〇〇市の構想を踏まえ、適切な事業計画のもと、河川管理者が行う施設整備と一体となり、地域の活性化に資する施設整備に努める。

<p>1. 河川名</p> <p>① ○○川水系◇◇川</p>
<p>2. 提案事業の実施範囲</p> <p>① ◇◇川 ◇◇地区</p>
<p>3. 提案事業の概要</p> <p>① ◇◇川 ◇◇地区</p> <ul style="list-style-type: none">・ 河川敷占用許可準則の特例措置により河川占用の規制緩和を実施し、水辺の賑わいを創出する。・ 公的機関である（財）○○都市整備推進センターを占用許可者として、行政や地元関係者、有識者等から構成する協議会により検討をしながら、民間事業者と連携して河川空間の活用を図る。
<p>(参考) 位置図</p>

<様式5-1>

支援整備内容の概要（ハード施策）

1. 河川名
① ○○川水系○○川 ② △△川水系△△川
2. 整備範囲
① ○○川 ○○地区 ② △△川 △△地区
3. 整備内容
① ○○川 ○○地区：○○地区水辺整備 ② △△川 △△地区：△△水辺プラザ
(参考) 位置図

ハード施策の個別整備計画書

1. 整備内容名							
○○地区水辺整備							
2. 整備概要							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備箇所（位置図 1/25, 000） ・ 整備概要（整備施設：1/2, 000 平面図、横断図） ・ 整備のイメージ（パース絵） 							
3. 整備の必要性、有効性							
<p>整備予定箇所は、JR○○駅に隣接し、○○川右岸には「○○商店街」を中心とした商業地が発達している。</p> <p>○○川流域の○○地区は、平成○○年○○豪雨をはじめとして、これまで幾度となく氾濫を繰り返してきており、○○川の河川改修が急務となっている。しかしながら、当該地区は、古くからの密集市街地であることから、○○川の拡幅など単独での河川改修は非常に困難な状況である。</p> <p>一方、○○地区では、郊外への大型商業施設の進出の影響で、中心市街地の空洞化が進んでおり、中心市街地の活性化が急務となっている。</p> <p>これまで氾濫を繰り返してきた○○川の改修と併せて、河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を図ること、またこれと一体的な整備により○○地区の中心市街地活性化などを進めることが、河川改修の観点からも、さらには中心市街地の活性化の観点からも、事業進捗および効果発現の面からも相乗効果が期待できる。</p>							
4. 整備の実現方策							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連事業の整備計画 <p>○○川流域の○○地区については、○○地区第一種市街地再開発事業が計画されており、当該事業との一体的な整備により、親水性を活かした魅力的な水辺等環境空間の創出を図ることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備工程 							
種別	事業者	事業内容	H28	H29	H30	H31	H32
拠点整備	○○市	市街地再開発事業			事業実施		
水辺整備	○○河川事務所	親水護岸整備			設計	整備	
施設整備	民間事業者	船着場整備				整備	

5. 推進体制

- ・ 地元の行政、商店街、市民団体、住民党で構成する意見交換会の場として「〇〇まちづくり会議」を住民主導で設置し、地域の意向を計画に反映してきたところ。今後の整備にあたっては、当会議を中心として、地域で一体となった体制で推進する。

6. 有効利用および維持管理

①有効利用に関する計画

- ・ 地元の市街地の中心である〇〇商店街に隣接する立地を活かし、現在、〇〇商店街にて行われている「再発見！〇〇商店街」の取り組みの一翼を担うことで、日常的な利用者を増加させる。
- ・ 近接する△△公園と一体となるよう市において遊歩道を整備するとともに、〇〇商店街とも連携した四季折々のイベントを随時開催し、地域交流に寄与する。

②維持管理計画

- ・ 施設の維持管理については、施設管理者が行う
：国土交通省（護岸、安全柵）
〇〇市（高水敷の芝生公園、散策路）
- ・ 日常的な施設管理、清掃等については、地元市民により実施するものとする。地元の〇〇商店街の自治会や、既に〇〇川で活動している市民団体〇〇川を取り戻す会等との連携を図ることが、既に調整されている。

7. 特徴

かつては水遊びや選択など生活を密着した存在であった〇〇川も、道路を中心とした市街化により、現在では、河川に背を向けた形で住宅が建ち、市街地の裏側を流れる河川として人々の川離れが進んできたところ。

そこで、本計画による市街地整備と一体となった水辺整備により、まちの空間と融合する河川空間を創出するために治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設を整備し、河川空間と商業空間が一体となった新たなまちを醸成する。